

[書評] 小口雅史氏の御教示に接して

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17041

小口雅史氏の御教示に接して

梅田 康夫

まずはじめに、およそ書評に値しない文字通りの拙稿（『日本古代における「魚酒」の提供』、『金沢法學』三六卷一・二合併号）を取り上げて、懇切かつ手厳しく批評を加えて頂いたことに厚く御礼申し上げたい。以下、小口氏の叙述にしたがって、いささかの昔い訳と反論めいたものを記しておきたい。

拙論の内容についてはほぼ正確に紹介して頂いたと思うが、最後に拙論をまとめて「魚酒」の提供行為について、近年有力になっている共同体内における相互依存的な共同労働に対する給付とみる説を批判し、どちらかといえば雇用労働力に対する報酬とみる説に近いながらも、「と記述されている点については、筆者の真意とは少しばかり異なる。たしかにそのように位置付けられてもやむを得ない面もあるかもしれないが、筆者の真意としては、そのどちらの考え方にも賛同し難いものを感じていた。前者の考え方が有力のようではあるが、その所論には問題があり、拙論ではそちらに対する批判が前面に出ている。しかしながら、「魚酒」の提供を雇傭労働に対する報酬と単純に考えている訳では決してなく、互助的な要素も多分にあるのではないかと考えていた。

次に重要な先行論文の見落としという点については、全く不勉強の罪りを甘受せざるを得ないが、ただこの点についてもい

ささかの弁解を許して頂きたい。拙論以後に発表された義江明子氏の「殺牛祭神と魚酒」（佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』）は別として、小口氏が指摘した荒木敏夫「古代国家と民間祭祀」（『歴史学研究』五六〇）および矢野健一「律令国家と村落祭祀」（菊地康明編『律令制祭祀論考』）は、たしかに春時祭田に関する分析としては重要な論稿であると思うが、「魚酒」の提供行為についてはごくわずかな叙述しかみられず、これによって拙論の論旨に影響するような重要な指摘を見出すことはできなかった。拙論に対する小口氏の批判もこれらの論稿を踏まえて行なっているというより、むしろ拙論においても論及した、義江彰夫、吉村武彦、大町健氏等の主張に主に依拠しているといえる。ただし、矢野氏の所論は、義江明子氏によって、「魚酒」労働に村落祭祀との本質的かわりを見いだす義江・大町説はこれにより確実な根拠を持つことになったといえよう」（前掲論文一四頁）と評価されるが、しかしながら矢野氏自身は、義江氏が「魚酒」労働と共同体祭祀の直接の関連は必ずしも考えていないようである（同）と述べているように、「魚酒」の提供行為そのものについては特に重要なことを論じているわけではない。ちなみに、春時祭田については、小倉慈司「古代在地祭祀の再検討」（『ヒストリア』一四四号）に、あまりにも繁雑になるので論文名は省略するが、拙論に掲げられていない関係論文が多数挙げられている。

内容的な面に関しては、拙論が「魚酒」の提供を禁じた延暦九年太政官符を、その他の禁酒令の中に位置付ける点について

小口氏は批判する。それぞれの禁酒令発布の目的や理由がそれぞれ異なることは筆者も当然認めていることであるし、であるからといって禁酒に関する法令を関連付けて考察することが全く意義がないことにはならないであろう。拙論の根拠として、小口氏は「不_レ論_二陸_一」という文言が共通するという点をあげているが、筆者としてはその点が重要とは必ずしも考えてはいない。小口氏の指摘することく、それは格中によくみられる表現であり、あまり拘泥すべきものではないかもしれない。筆者としては、延暦九年太政官符の冒頭に「魚酒」に関する禁制が連年のようにだされていたということがむしろ重要であり、そして「民間宴集」を禁じた天平宝字二年詔における制裁「杖八十」が「禁酒格」の制裁とされている点が重要な根拠と考えている。延暦九年太政官符においてはその制裁が明示されていないが、それは最も重要な禁酒令である天平宝字二年詔における制裁が基準となっていたからであろう。

次に小口氏は、「魚酒」提供に共同体的関係を見出せるか否かについて」と問題を設定した上で、「魚酒」提供に共同体的関係を見出す諸説に対する拙論の批判は、必ずしも有効ではないと論ずる。しかしながら、拙論は「魚酒」の提供と儀制令春時祭田条の「郷飲酒礼」を同一視し、そこに同様の共同体的関係を見出す諸説を批判したものであって、そもそも「魚酒」の提供行為に共同体的な要素が認められるか否かについては論じてはいない。細かなことになるが、小口氏は「確かに延暦九年四月十六日太政官符を読む限り、そこには共同体的関係云々は、

「少なくとも史料上の表現には表れていない」と拙論の一部を引用している。しかしながら、この引用部分は拙論では「魚酒」の提供が禁止された理由についての吉田晶説を批判するコメントで用いられた表現であり、拙論の主張の当否はともかく、不正確な拙論からの引用といわざるを得ない。

それはともかく、たしかに大町健氏の説くように酒を含む食は特殊なものであり、それを単なる労働の対価ないし報酬としてのみ捉えることはできない。それは飲食の宴をとまなうが、しかしながら大町氏のようにそれを祭祀と結び付けるのは論理の飛躍と言わざるを得ない。祭祀にとまなう飲食の宴もあれば、祭祀に関係しない飲食の宴もある。儀制令春時祭田条にみえる「郷飲酒礼」は、春の農事に先立って諸社の神田の耕種を行なうの際に際して、いわば集落の人々が参加して営まれる祭祀としての宴といえる。これに対し、延暦九年太政官符における「魚酒」の提供は、加藤友康氏も述べるように、「その主体が個々の個別経営であること」（『日本古代における労働力編成の特質』、『歴史学研究』別冊特集『地域と民衆』一九八一年一月、四三頁）は明らかであり、また小倉慈司氏が述べるように「春時祭田とは別個のものとして考えるべき」（前掲論文、一三三頁）ものであろう。この場合、耕種や田植えにもとなつて飲食の宴が設けられたとしても、それは諸社の神田の場合と異なつてならん祭祀としての性格を有しない。おそらくは農繁期における労働力の補完をとまなう、互助的な関係を象徴する宴であり、他方それは一定の労働に対する報酬としての性格も

あわせもつていたと考えられる。いずれにしても「郷飲酒札」は國家による禁制の対象とされるものではなく、もしそれが延暦九年太政官符によって禁止された「魚酒」の提供行為と同一性格のものであるならば、『令集解』中に延暦九年太政官符について何か普及があつてもよさそうなのである。両者はその成立の場と次元を異にしていると言わざるを得ない。

次に、拙論が「魚酒」と「稻穀」を「動産」という範疇で一括しているとして疑問を呈している点については、筆者も勿論その独自性を全く無視する気持ちはなく、若干粗いを異にする比較法制史的な研究であるが、「稻穀」の出挙との関連で、「家畜貸与 (Cattle loan)」と出挙米 (『金沢法學』三八卷一・二合併号) という拙文をその後にもとめていただけを述べさせて頂く。

最後に、田植え時と収穫時には必要な労働力に差があると論ずる吉田晶説を批判する拙論に対し、小口氏は、田植えの品種による時期差がそれほどあるかどうか疑問であるとして、「吉田説もなおその生命を失つてはいないであろう」とする点について述べたい。これは農業技術上の問題であるうが、ただ拙論では吉田氏自身が農繁期のズレを論じていることを指摘したままである。すなわち、吉田氏の理解によれば (『日本古代村落史序説』一一六頁)、古記の注釈では、添下郡や平群郡等では四月に田植えをし、七月に収穫するのに対し、「葛上葛下内等郡」では五月六月に田植えをし、八月九月に収穫することになつてゐる。そして、その品種はある程度、郡単位で統一されて

いたと考えられている。このように、吉田氏自身が田植えの時期差について述べており、拙論はその自家撞着を論じたものであるから、単に「品種による差は、田植え時においてさほどあるかどうかは疑問であり」とするだけではなら説得力を有しない。

以上、小口氏が拙論に対し批判や疑問を呈した主要な点について、いささかの弁解と反批判を試みた。なお印象めいた批評で恐縮ではあるが、総じて小口氏の書評は自己の見解、立場を鮮明にされることなく、論拠の不十分さと検討の必要性を説く場合が多いように思われる。それはそれで必要でもあり意義のあることでもあると思うが、今後は自己の立場、見解を確立した上で、その観点から批判なり反駁なりを展開して頂ければ、より突りある議論となるのではなからうか。妄言多謝。